

令和元年東日本台風により損壊した家屋の解体・撤去について

町では、令和元年東日本台風により損壊した家屋（半壊以上）について、生活環境の保全及び被災者の生活再建支援を目的とした令和元年度災害廃棄物等処理事業（公費解体）を実施しています。事業概要及び申請期限については次のとおりです。

- 対象家屋等 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の、り災証明書（事業所用を除く。）が発行された専用住宅又は住居面積50%以上の併用住宅（借家、貸家、アパート等は対象外です。）
- 費用 解体及び撤去費用は町が全額負担
- 申請期限 令和3年1月12日（火）まで
- その他
 - ・修繕等や一部のみの解体では対象となりません。
 - ・物置や塀等の附属物は原則対象となりません。
 - ・現地調査にて対象の判断をする場合があります。

問合せ 生活環境課 TEL 76-8802

マイナンバーカード（個人番号カード）申請等に伴う日曜日開庁のお知らせ

令和3年1月から、毎月第2日曜日（9：00～12：00）にマイナンバーカードの申請サポート、交付、電子証明書の更新等を行います。

「申請の仕方が分からない」「写真を撮るのが面倒・・・」等の理由から顔写真入りのマイナンバーカードを作成していない皆さん！大子町に住民登録されている方を対象に職員が写真撮影（有料40円）を含む申請のサポートをします。

マイナンバーカードは、本人確認の際に身分証明書として利用できるほか、コンビニ交付サービス（※）も利用でき、今後は、健康保険証としての活用も見込まれます。

ぜひこの機会に作成してみませんか？

なお、平日は午前8時30分から午後5時15分まで（水曜日は午後7時まで）申請サポート等を行っています。

※マイナンバーカードの即日交付はできません。申請から交付まで1か月程度かかります。

●受付日時 毎月第2日曜日 9：00～12：00

●場 所 町民課窓口

●コンビニ交付サービス（※）

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して市区町村発行の証明書が全国のコンビニ等のキオスク端末で取得できるサービスです。

▽取得できる証明書

種 類	手数料
住民票の写し	300円
印鑑登録証明書	300円
戸籍謄（抄）本	450円
戸籍の附票の写し	300円
課税（非課税）所得証明書	300円

▽利用時間

6：30～23：00

（12月29日～1月3日を除く。）

※平日に限らず土日・祝日も利用できます（一部コンビニエンスストア等を除く。）

問合せ 町民課町民担当 TEL 72-1112

町営温泉施設の町民割引

町営温泉施設（大子温泉保養センター森林の温泉，道の駅「奥久慈だいが」大子町観光物産館）を町民に限り，以下の期間，特別割引料金（半額相当）で利用できますのでぜひ御利用ください。

- 利用施設 大子温泉保養センター森林の温泉，道の駅「奥久慈だいが」大子町観光物産館
- 利用期間 令和3年1月25日（月）～2月28日（日） ※施設の休館日を除く。
- 利用料金 御本人のお支払いは，特別割引料金（半額相当）となります。
 - ▽森林の温泉
 - ・平日 大人350円，高齢者170円，子供170円
 - ・休日 大人500円，高齢者250円，子供250円
 - ・夜間 大人250円，高齢者120円，子供120円
 - ▽道の駅 大人250円，子供150円
- その他 御住所が確認できるマイナンバーカード，運転免許証，健康保険証等をお持ちください。

問合せ 観光商工課 Tel 72-1138
大子温泉保養センター森林の温泉 Tel 72-3200
道の駅「奥久慈だいが」大子町観光物産館 Tel 72-6111

帰省学生に対するPCR検査費用助成金

大子町に帰省する学生が，帰省前に検査を受け，新型コロナウイルス感染症を危惧することなく安心して帰省できるように，帰省学生に対するPCR検査費用助成金の交付を行います。

- 助成対象者 次の要件のいずれにも該当する方の保護者に助成します。
 - ・現住所が町外にあり（住民登録は問わない。），かつ，中学校，中等教育学校，高等学校，大学，大学院，又は専門学校に在籍する学生であること。
 - ・保護者が町に住民登録をしていること。
 - ・帰省を目的にPCR検査を実施していること。※「令和3年大子町成人のつどい」該当者へのPCR検査費用助成を受けている方は対象外とします。
- 助成回数 PCR検査1回
- 助成額 検査費用（上限2万円）
- 申請方法 学生が検査を受けた日から20日以内に，次のものを持参の上，所定の申請書兼請求書にて保護者が健康増進課に申請してください。
 - ・在学証明書又は学生証の写し
 - ・PCR検査領収書（検査名，検査実施機関名が記載されているもの）
 - ・保護者の振込口座の写し（通帳等）
 - ・印鑑※申請書兼請求書は健康増進課窓口，又は，町ホームページからダウンロードして入手することができます。
- 申請受付期間 令和2年12月11日から令和3年3月31日まで ※土日・祝日を除く。
- 交付方法 口座振込で交付します。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

障害者就職面接会 開催中止

新型コロナウイルス感染拡大防止のため，例年開催している後期（2月）の障害者就職面接会について，令和2年度は中止することとしました。求人者，求職者の皆さんには御不便をおかけしますが，御理解のほどよろしく願います。

問合せ ハローワーク常陸大宮 Tel 0295-53-3185

会計年度任用職員候補者の登録について

町では、会計年度任用職員を任用する際に、あらかじめ登録名簿に登録された方の中から、面接等の選考を実施し任用を決定する「会計年度任用職員候補者の登録制度」を実施しています。

つきましては、令和3年度中に会計年度任用職員としての任用を希望する方は、以下の方法で事前に候補者としての登録をお願いします。

●登録の方法

「会計年度任用職員登録申請書」に必要事項を記入（写真貼付のこと。）し、総務課へ提出してください。申請書は、総務課で配付しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

●登録対象となる職種、勤務条件及び業務内容

対象となる職種及び勤務条件は、申請書と併せて配付している一覧を御覧ください。また、職種ごとの業務内容の詳細については、各担当所属へお問い合わせください。

●登録要件

次の要件を満たす方に限ります。

- (1) 令和3年4月1日現在において満18歳以上の方
- (2) 登録を希望する職種に必要な資格免許等を取得している方
- (3) 職務遂行上支障を来さない良好な健康状態を有している方
- (4) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

●登録受付期間及び有効期間

受付は、随時行っていますが、4月からの任用を希望する場合は、原則として1月末日までに総務課へ申請書を提出してください。有効期間は、令和3年度末までです。

●任用方法

登録されている職種及び登録内容などが合致する方に対し、面接等の選考を行います。

●その他

登録された全ての方が、会計年度任用職員として採用される制度ではありません。また、職種及び登録条件などによっては、登録しても有効期間中に全く連絡がない場合もありますので御了承ください。

問合せ 総務課秘書職員担当 TEL 7 2 - 1 1 1 3

大子都市計画区域マスタープランに関する公聴会の開催について

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」の作成に当たり、町民の皆さんから御意見を頂くため、次のとおり公聴会を開催します。

公聴会では、原案に対して、公述人として意見を述べることができます。申出者が多数の場合は、意見内容を考慮の上、代表者を選定させていただきます。なお、公述申出者がいない場合は、公聴会は開催されません。

公聴会開催時には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しますが、感染状況を踏まえ、公聴会の開催方法、日程を変更する可能性があります。最新の情報は、県ホームページを御覧ください。

●日 時 令和3年1月25日（月）10：30～

●場 所 常陸大宮合同庁舎 1階 共用会議室（常陸大宮市野中町3083-2）

●申出方法

意見を述べることを希望する方は、公述申出期間内に公述申出書を提出してください（公述申出書の様式は、閲覧場所及び茨城県都市計画課ホームページにあります。）。

▽提出先 〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県知事 大井川和彦（茨城県土木部都市局都市計画課扱い）宛て

▽申出期間 令和3年1月7日（木）～1月18日（月） ※閉庁日を除く。

●原案の閲覧場所（公述申出期間中のみ閲覧できます。）

茨城県土木部都市局都市計画課、大子町役場建設課

問合せ 茨城県土木部都市局都市計画課 TEL 0 2 9 - 3 0 1 - 4 5 9 2
大子町役場建設課 TEL 7 2 - 2 6 1 1

令和2年分の税の申告について

令和2年分の所得税、復興特別所得税及び町県民税の申告期間は、2月中旬から3月中旬までです。

税の申告は、所得税の納付や還付を始め、町県民税の算定等の基礎資料となりますので、申告が必要な方は期間中に必ず行ってください。具体的な申告期間、申告会場や申告時に必要なもの等については、後日お知らせします。

●次のいずれかに該当する方は申告の必要があります

1. 収入のあった方 令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）
 - ▽給与収入のある方で ・給与以外の収入がある方
・年の途中で退職された方
・2か所以上から給与の支払いを受けている方
・年末調整を受けていない方
 - ▽年金収入のある方で ・年金以外の収入がある方
 - ▽事業収入（営業、農業等）のある方
 - ▽不動産所得、一時所得、雑所得等に該当する収入のある方
 - ▽土地や建物を売却したことによる収入のある方
 - ▽所得控除（扶養控除、医療費控除、寄附金控除等）を受けようとする方
2. 収入のなかった方 令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）
 - ▽誰の扶養にもなっていない方（「収入がない」ことの申告になります。）

●新型コロナウイルス感染症関連の給付金等について

新型コロナウイルス感染症関連の給付金等の中には申告が必要なものがあります。収入に対する補てん（持続化給付金）、家賃に対する補助（家賃支援給付金）等は収入に算入されますので、忘れずに申告してください。

※給付対象者1人につき10万円が支給された「特別定額給付金」や「子育て世帯への特別臨時給付金」等は申告の必要はありません。受給した給付金等で申告が必要か不明な場合は、事前に御確認ください。

●申告時に必要な書類は事前作成を

新型コロナウイルス等の感染症予防策の一環として、会場の混雑緩和を図るため御協力ください。

- ・事業収入のある方の「収支内訳書」は、来場前に作成してください。
- ・医療費控除を受けようとする方の「医療費控除の明細書」は、来場前に作成してください。

※各様式は国税庁のホームページからダウンロード又は税務課窓口で入手することができます。

※申告会場には記載台を設けません。「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」が作成できていない場合は申告受付ができませんのであらかじめ御了承ください。なお、特別な事情により書類の作成ができない場合は、事前に御相談ください。

●税の申告は各制度の基礎資料になります

申告された所得等の情報は所得税や町県民税のほかに、介護保険料の決定、保育料の算定、医療福祉費支給制度（マル福）の適用、国民健康保険の自己負担額の軽減判定等の基礎資料となっています。未申告となってしまうと適正な判定を行うことができませんので、対象となる方は必ず申告してください。

問合せ 税務課町税担当 TEL 72-1116

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税等の納付方法について

町では、スマートフォン決済やインターネットによるクレジット決済、口座振替、eL T A X（エルタックス）を利用して、町税を納税することができます。

窓口での混雑を緩和し新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、自宅等で納税が可能なこれらの方法をできるだけ利用するようお願いいたします。

なお、町ホームページの「新型コロナウイルス感染症等関連情報」⇒「お知らせ」⇒「町からのお知らせ」から内容を確認することができます。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116

確定申告はパソコン・スマホで！

確定申告には、御自宅等からパソコンやスマートフォンで利用可能な e-Tax が便利です。多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードと IC カードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Tax を利用して申告書を提出できます。

なお、平成 31 年 1 月以降、確定申告を税務署の確定申告会場や窓口等で行い、ID・パスワードの発行を受けている方は、令和 3 年 1 月以降、御自宅等でパソコンやスマートフォンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、税務署で発行を受けた ID とパスワードを入力することで、e-Tax により申告することができます。

また、ID・パスワードをお持ちでない方は、最寄りの税務署で発行していますので、確定申告に向けて事前取得をお願いします。

ID・パスワードを使った確定申告は大変便利です。新型コロナウイルス等の感染症予防の観点からも、ぜひ御自宅等から ID・パスワードによる e-Tax を御利用ください。

※既に ID・パスワードを取得している方は、お手元の「ID・パスワード方式の届出完了通知」を御確認ください。

※ID・パスワード取得の際は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。

※マイナンバーカードと IC カードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマホをお持ちの方は「マイナンバーカード方式」による e-Tax が御利用できます。

問合せ 太田税務署 Tel 0294-72-2171 ※自動音声案内のあとに「2」をお選びください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※この制度は、税額を減免する制度ではありません。

●対象となる方

次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問いません。）

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね 20% 以上減少していること。

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

●対象となる地方税

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する個人・法人住民税、固定資産税などほぼ全ての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く。）が対象です。

●申請手続等

各税の納期限までに申請が必要です。審査の結果、許可通知書又は不許可通知書を送付します。

感染防止のため郵送申請を御利用ください。申請書は、電話で請求又は町ホームページからダウンロードしてください。窓口での申請は、事前にお問い合わせください。

申請書のほか、収入、現金及び預金の状況が分かる資料の提出が必要です。提出が難しい場合は御相談ください。

既に納期限が過ぎている未納の税については申請期限を経過しましたが、遡って対象となる場合がありますので御相談ください。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 72-1116

道標（石造物）調査参加者募集

「大子郷土史の会」では、道標（昔の証明）の拓本をとり、本づくりを進めています。

以下の通り、調査を行っていきますので、参加者の募集をします。参加を希望する方は、問合せ先まで連絡をお願いします。なお、道標についての情報と「高萱峠（たかがやとうげ）の道標」についての情報も御寄せください。

●調査日時 1月17日（日）・20日（水）、2月17日（水）・28日（日）
3月17日（水）・28日（日） 10:00～

●集合場所 中央公民館前

問合せ 「大子町郷土史研究会」事務局 Tel 72-0101（金子^{かねこ} 輝^{あきら}）

特定健康診査等の未受診者健診

今年度まだ特定健康診査等を受診していない方（未受診者）のために、以下の日程で未受診者健診を実施します。最後の健診の機会ですので、この機会にぜひ受診をしましょう！

●日 時 1月29日（金）・31日（日）
9：30～11：30，13：00～15：00

●場 所 保健センター

●受診方法

▽40～74歳対象の「特定健康診査」

受診券と健康保険証を持参してください。

国民健康保険加入者の受診券は既に送付していますが、紛失した方は事前に健康増進課へ申し出てください。

社会保険加入者の受診券については、各保険者へお問い合わせください。

▽高齢者健康診査，生活習慣病予防健診

後期高齢者の方は「高齢者健康診査」，39歳以下の方は「生活習慣病予防健診」を受けることができます。受診券を持参してください。受診券がない方は、事前に健康増進課へ御連絡ください。

●健診会場で以下のがん検診等も受診できます。

- ・肺がん検診（64歳以下）
- ・前立腺がん検診（50～74歳の男性）
- ・結核検診（65歳以上）
- ・肝炎ウィルス検査（40歳及び該当者）
- ・喀痰検査（50歳以上の該当者）
- ・大腸がん検診（40～79歳）

▽受診方法

- ・国民健康保険の方
健診会場でお申し込みください。
- ・社会保険の方

がん検診受診券を交付しますので、事前に健康増進課へお申し込みください。がん検診等の対象年齢は、令和3年3月31日が基準日です。

※喀痰検査又は大腸がん検診のみを受ける方には、検体と回収日程を郵送しますので、健診会場に出向く必要はありません。

●注 意

町の助成を利用して人間ドックを受けた方及び医療機関で特定健診・高齢者健診を受けた方は、重複受診はできませんので御注意ください。重複受診をした場合には、健診料金を徴収します。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

令和2年度大腸がん検診最終日程

大腸がんは、進行するまでほとんど自覚症状がありません。定期的に検診を受けることで、大腸がんで亡くなるリスクを減らすことができます。

今年度40～79歳になる方であれば、国民健康保険や社会保険に関係なく、誰でも無料で受けられます。また、今年度50，55歳になる方には、検体容器と検診票を郵送しています。まだ受診していない方は、ぜひ受診しましょう。

●大腸がん検診の受け方

- ①事前に健康増進課に申し込み、検体容器と問診票を受け取ってください。
- ②1月30日から2月5日までの間で、2日間の便を採取してください。
- ③2月5日（金）9：00～12：00に保健センターへ提出してください。
- ④検診結果は、回収日から約1か月後に御自宅へ郵送されます。

※町の集団健診の際に大腸がん検診を申し込んだ方でまだ提出していない方も、提出可能です。

問合せ 健康増進課 TEL72-6611

医療機関での子宮がん・乳がん検診

子宮がん・乳がん検診が医療機関にて無料で受診できます。今年度まだ受診していない方は、ぜひ検診を受けましょう！

●子宮がん検診

- ・受診できる医療機関：県内の登録された医療機関（町内では岩佐医院，慈泉堂病院）
- ・料金：無料
- ・健康増進課（保健センター）で受診券を発行します。医療機関に受診券を持参し，検診を受けてください。
- ・1か月の有効期限で受診券を発行します。あらかじめ，医療機関で日程等を確認し，受診券の交付を受けてください（令和2年度は令和3年2月28日が最終の有効期限になりますので，それまでに受診してください。）。

●乳がん検診

- ・受診できる医療機関：三愛クリニック，常陸大宮済生会病院，埴厚生病院
- ・料金：無料
- ・以下の受診手順に従い，健康増進課（保健センター）で受診券の発行を受け，受診してください。
- ・令和3年2月28日までの有効期間で受診券を発行します。＊埴厚生病院は令和3年1月15日までの有効期間です。

年齢	検査内容	医療機関	受診手順
30～79歳	エコー	三愛クリニック	受診券の発行を受けた後，病院に予約をとります。
40～79歳	マンモグラフィ	①常陸大宮済生会病院 ②埴厚生病院	先に病院に予約をとり，その後受診券の発行を受けます。

＊マンモグラフィ検査は2年に1度の受診になります。

▽三愛クリニック

- ・予約受付時間 月曜日～土曜日 9：00～18：00
- ・検診日 随時受付をしていますので，電話にてお問い合わせください。
- ・住所 水戸市小林町1186-60
- ・電話番号 029-259-1717

▽常陸大宮済生会病院

- ・予約受付時間 月曜日～金曜日 13：00～17：00
- ・検診日 月曜日～金曜日の午後，第2・第4土曜日の午前
- ・住所 常陸大宮市田子内町3033-3
- ・電話番号 0295-52-5151

▽埴厚生病院

- ・予約受付時間 月曜日～金曜日 9：00～12：00，13：30～16：00
- ・検診日 電話にてお問い合わせください。（＊令和3年1月15日まで）
- ・住所 福島県東白川郡埴町大字埴字大町1-5
- ・電話番号 0247-43-1145（代表） ＊健康福祉課宛てに予約してください。

問合せ 健康増進課 Tel 72-6611

大子町の放射線量測定情報

放射線モニタリング情報（空間線量の測定結果） ＊原子力規制庁提供情報

1時間当たりの空間放射線量【マイクロシーベルト（ μSv ）】

観測場所	大子町役場
観測日・観測時間	観測値（ $\mu\text{Sv/h}$ ）
11月 1日 正午	0.052
11月15日 正午	0.053
11月30日 正午	0.052

＊参考

一般の人の年間追加被ばく量は，1mSv（ミリシーベルト）と基準があり，毎時当たりの空間線量率に換算すると，「0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 」が国（環境省）が定める基準となります。この数値の環境下で1年間過ごした場合に，1mSvに到達することになります。

問合せ 総務課総務担当 Tel 72-1114

御家庭の水道工事は、必ず町指定業者に依頼しましょう

町水道本管から分岐して、家庭まで引き込まれた給水管や給水装置等を、新設、改造、修繕等の工事をする場合は、「大子町水道事業指定給水装置工事事業者」以外は行うことができません。蛇口の交換など軽微な変更以外は、違法工事となりますので御注意ください。

●大子町水道事業指定給水装置工事事業者（令和2年12月現在）

事業者名	電話番号	住 所	事業者名	電話番号	住 所
(株)星野電業社	0295-72-0278	大子町大子 703	ヤマダ配管	0295-76-0931	大子町高柴 1685
大高機械店	0295-72-0728	大子町大子 656	(有)フジエダ 設備	0295-72-2074	大子町北田気 448-3
奥久慈電設	0295-72-5214	大子町大子 1591-3	キクチ設備	0295-72-1999	大子町下津原 339
榊材木店	0295-72-0175	大子町大子 644	大高設備	0295-74-1818	大子町頃藤 4247
やたべ商会	0295-72-0240	大子町大子 585	(有)堀江工務店	0295-74-0410	大子町頃藤 5192-1
大子ウォーター サービス	0295-72-5092	大子町浅川 2965-7	(株)かみか	0295-74-0519	大子町頃藤 530
平塚設備	0295-72-3896	大子町池田 688-3	大高建築 事務所	0295-74-0506	大子町頃藤 5056-2
(有)まさみ 電器商会	0295-72-2161	大子町池田 2628-3	(有)小野瀬住宅 設備機器	0295-57-6154	常陸大宮市 山方 526-3
(株)大森燃料	0295-72-0292	大子町池田 2620	(株)中島工務店	0295-57-2157	常陸大宮市 諸沢 4470-1
(有)笠井石油店	0295-72-8443	大子町下金沢 1979-1	(有)アクツ設備	0295-53-0858	常陸大宮市 小倉 1830
松浦設備	0295-78-0731	大子町左貫 1890	(有)クラモチ	0295-53-2638	常陸大宮市 下村田 60
本多設備	0295-77-0807	大子町上野宮 3328	佐藤設備	0295-56-3044	常陸大宮市 大岩 1102
(株)佐藤電機	0295-77-0363	大子町中郷 2925-1	(有)石井商事	0294-82-3842	常陸太田市 徳田町 327
石井電機商会	0295-72-4573	大子町下野宮 4213-1	野内商事(株)	0294-73-0875	常陸太田市 東三町 2159
菊池設備	0295-72-4616	大子町下野宮 2554	(有)環境設備 工業	0294-82-3021	常陸太田市 大中町 1173-1
吉原建設工業(株)	0295-72-0961	大子町矢田 496	(有)後藤水道 工業	0294-76-2623	常陸太田市 新地町 568
(株)大子造園土木	0295-72-0001	大子町矢田 910-1	小林設備工業	0294-85-0337	常陸太田市 和久町 1299
(株)石井輝一商店	0295-76-0416	大子町内大野 2058	和田設備工業	0294-85-0125	常陸太田市 和田町 772
(有)鴨志田興業	0295-76-0902	大子町内大野 1212	(株)新晃設備	0294-72-5266	常陸太田市 金井町 3601
(有)金沢商事	0295-72-5505	大子町小生瀬 5824	飯村機電工業 (株)	0294-23-8183	日上市若葉町 2-6-6
藤田建築	0295-76-0583	大子町小生瀬 1853	中央工業(株)	0294-34-2843	日上市金沢町 3-2-2

事業者名	電話番号	住 所	事業者名	電話番号	住 所
(株)三ツ和水道工業所	0294-34-3526	日立市東多賀町5丁目15-21	大社設備工業(株)	0294-42-4697	日立市川尻町1丁目43-2
矢部設備工業	0294-21-4353	日立市東滑川町1丁目34-3	(株)和幸工業	029-292-7229	茨城町奥谷1976
大成不動産	0293-22-4225	高萩市石滝2211-2	(有)丸大設備産業	0299-55-2922	行方市玉造甲4943
(株)幸陽サブコン	029-296-0857	那珂市瓜連1594	ダイエー住宅設備	0287-58-0039	大田市原市須賀川2703-6
(株)藤和	029-295-5674	那珂市菅谷3094	益子ポンプ店	0287-92-2977	那珂市川町馬頭2258-55
(有)キクチ	0292-95-3617	那珂市菅谷6341	横山工業(株)	028-661-0015	宇都宮市中久保1-10-15
(有)大内設備工業所	029-298-1774	那珂市菅谷3191	泉水道(有)	0287-43-5415	矢板市田野原508
(株)K B S	029-295-9186	那珂市額田南郷1729-11	三菱電機システムサービス	03-5431-7750	世田谷区太子堂4丁目1-1
弓山建設工業(株)	029-282-1746	東海村東海1-1-23	(株)イースマイル	03-5754-5520	大阪市浪速区敷津東3-7-10
ノザキ設備工業	029-253-1490	水戸市河和田3丁目2365-1	ヌマハタエンジニアリング	0247-46-2334	矢祭町内川字矢祭146
(株)クラシアン茨城支社	029-253-5961	水戸市西原2-16-40	井坂設備(株)	0247-43-2326	埴町大字埴5-11-6
(株)エイジレスサービス	029-291-3117	水戸市東野町136-3	(株)芳賀設備	0247-26-7050	石川町大字沢井字十三塚34
(株)パイプマン	029-350-8072	水戸市東野町264-1	(株)アオキ	0248-88-1321	須賀川市舘ヶ岡53
(株)フジコー	029-221-8700	水戸市浜田1-19-13	(有)橋本設備	0248-22-6957	白河市関辺27-22
(株)サンワ住設	029-243-1311	水戸市見川2丁目72-5	尋己設備(株)	0248-25-1321	西郷村大字米字向山138-5
(有)森設備工業	029-273-7450	ひたちなか市東石川3140	(株)コウ	0246-26-7141	いわき市内郷綴町町ノ内7-3
(株)那波屋工業	029-262-2839	ひたちなか市湊本町28-17			

●新規水道加入者には助成制度があります

住宅（貸家等を除く。）に給水管を引き込む場合には、給水装置工事費の一部を助成します。

・助成額：分岐から水道メーターまでの工事費から10万円を引いた額の1/2（限度額30万円）

●引越し等での水道使用開始・中止には届出が必要です

引越し、帰省等での水道使用開始・中止をするときは、予定日の3日前までに水道使用届書を提出して下さい。届出は、水道課事務所のほか、EメールやFAXでの届出も可能です。届出書は町ホームページからダウンロードできます。

●水道漏水の発見に御協力をお願いします

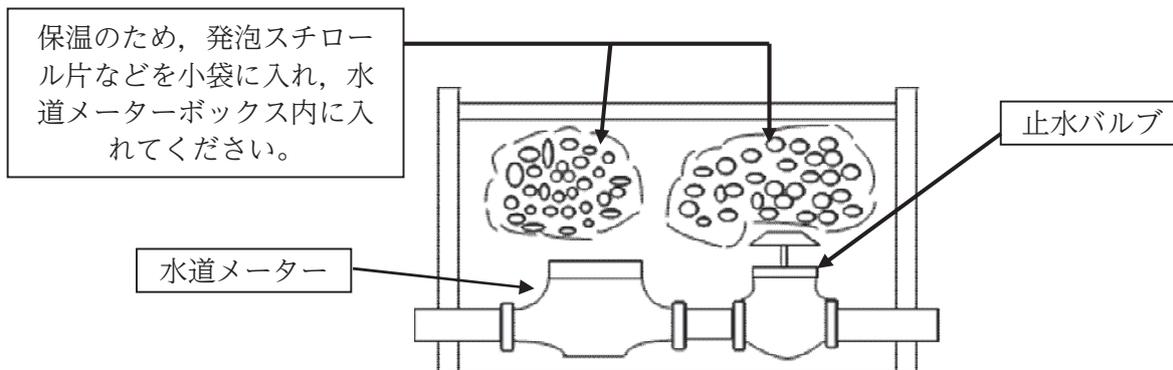
漏水は急な断水の原因になります。次のような状況の際は水道課に通報してください。

- ・しばらく晴れの日が続いているのに地面が濡れている。
- ・普段は乾いた水路のはずなのにきれいな水が湧き出し流れている。

問合せ 水道課 Tel 72-2221

給水管の凍結に御注意ください

夜間の冷え込みで気温が下がると、凍結による給水管の破裂が多くなります。特に、風がよく当たる場所や日陰、北向きに設置した給水管、水道メーターには防寒対策を行ってください。水道メーターボックス内には、発泡スチロール片を入れるなどの保温をしてください。



▽凍結して給水管が破裂したときは、止水バルブに表示された方向へ回して止水し、水道課へ連絡してください。止水バルブを回すと、途中で止水バルブ本体から水が出ますが、開閉とも途中で止めないで最後まで回してください。

▽メーターが破損したときは、メーター代金として次の料金を御負担ください。

- ・口径13mmメーター 1,505円（消費税を含む。）
- ・口径20mmメーター 2,728円（消費税を含む。）
- ・口径25mmメーター 3,410円（消費税を含む。）

※上水道の修繕や工事は、条例により指定された者が行うこととなります。

必ず、太子町が指定する事業者（8～9ページ参照）又は水道課まで連絡してください。

問合せ ・平日（8：30～17：15） 水道課 Tel72-2221
 ・夜間・休日 太子浄水場 Tel72-0321

茨城県の特定最低賃金改正

特定の業種に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、以下の一覧表とおり改正決定されました。

使用者と労働者が合意し「特定最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、その賃金は無効とされ「特定最低賃金」が適用されます。

なお、次の(1)～(3)に掲げる方等については、特定最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金（時間額851円）が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の方
- (2) 雇入れ後6月未満の方であって、技能習得中の方
- (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する方

茨城県特定最低賃金	時間額	効力発生日
鉄鋼業	945円	令和2年 12月31日 (木)
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	907円	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	904円	
各種商品小売業	874円	

問合せ 茨城労働局賃金室 Tel029-224-6216
 水戸労働基準監督署 Tel029-226-2237

新入学児童生徒の入学準備金

町では、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒に対し、学校で必要となる費用の一部を支援する就学援助を行っています。つきましては、新入学児童生徒の保護者に対し、入学前に学用品や通学用品などを購入するための費用を支援する、入学準備金の支給を行いますので、希望する場合は以下のとおり申請をお願いします。

- 申請者 生活保護に準ずる程度に生活困難と認められる世帯で、申請時・入学時とも大子町に住所を有し、大子町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
※ただし、令和2年度に就学援助の認定を受けている方は手続不要です。
- 申請期間 令和3年1月5日(火)～1月29日(金) 8:30～17:15
※土日・祝日を除く。
- 申請場所 中央公民館2階 教育委員会事務局 学校教育担当
※令和3年度新中学1年生は、在学中の小学校でも提出が可能です。
- 提出書類 ・申請書 ・申請者(保護者)の振込口座の写し
・申請要件の確認できる証明書等の写し
- その他 申請書は、町ホームページでダウンロードできます。また、在学中の小学校、教育委員会事務局学校教育担当で配布します。

問合せ 教育委員会事務局学校教育担当 Tel 79-0170

中小企業・小規模事業者のための「特別相談会」

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業として、大子町と茨城県よろず支援拠点が連携した合同の「特別相談会」を開催します。相談費用は無料ですのでお気軽に御相談ください。

- 日時 令和3年1月28日(木) 13:00～17:00
- 場所 役場会議室 ※個別に御案内します。
- 定員 4社(要予約・先着順)
- 内容 持続化補助金、雇用調整助成金、経営相談全般(売上拡大、経営改善、資金繰り等)
※クラウドファンディングやプレスリリース等の相談も受けています。
- 申込み 令和3年1月6日(水)から1月22日(金)までに観光商工課へ電話でお申し込みください。
- その他 当日は、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症の対策に御協力ください。

問合せ 観光商工課 Tel 72-1138

冬期における年次有給休暇の取得促進

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められています。

新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営に資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

また、休暇の分散化が求められているこの冬においては、計画的付与制度は休暇の分散化にもつながります。

問合せ 茨城労働局雇用環境・均等室
Tel 029-277-8295

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」

ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「ハラスメント撲滅月間」としています。

12月1日～3月31日の期間に「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。労働者・事業主の皆さんからの相談に、時間をかけて丁寧に対応していますので、できるだけお早めにお電話ください。また、来庁の際は、新型コロナウイルス感染防止のため、予約をするとスムーズです。

問合せ 茨城労働局雇用環境・均等室
Tel 029-277-8295

無料法律相談会

消費生活センターでは、毎月1回、法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく相続・離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。

- 相談員 山口 康夫 氏（前国土舘大学法学部教授）
- 日時 令和3年1月14日（木）10：00～15：00（正午～13：00を除く。）
※1件当たり1時間程度です。 ※日時は変更になる場合があります。
- 場所 役場会議室 ※個別に御案内します。
- 定員 4人（要予約・先着順）
- 申込み 1月6日（水）～1月13日（水）9：00～16：00（12：00～13：00を除く。）に消費生活センターへ電話でお申し込みください。

問合せ 消費生活センター TEL72-1124

交通事故相談所

交通事故の損害賠償や示談の進め方などでお困りのことがありましたら、お気軽に御相談ください。相談は無料です。また、事前予約制で弁護士相談も行っています。詳細は、各相談所にお問い合わせください。

- 相談所
 - ・中央交通事故相談所（水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内）
TEL029-233-5621
 - ・鹿行地方交通事故相談所（鉾田市鉾田1367-3 鉾田合同庁舎内）
TEL0291-33-6222
※水、金曜日のみ開所（月、火、木曜日は中央事故相談所へ自動転送）
 - ・県南地方交通事故相談所（土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎内）
TEL029-823-1123 ※火曜日は閉所
 - ・県西地方交通事故相談所（筑西市二木成615 筑西合同庁舎内）
TEL0296-24-9112 ※木曜日は閉所

- 相談時間
平日9：00～12：00，13：00～16：45（土日・祝日，年末年始除く。）

問合せ 茨城県生活文化課安全なまちづくり推進室 TEL029-301-2842

司法書士による無料法律相談会

相続、借金、不動産のトラブルなど、くらしの法律家である司法書士に相談してみませんか。お気軽に御相談ください。

- 日時 令和3年2月2日（火）
9：30～11：30
※1件当たり40分です。
- 場所 役場会議室
※個別に御案内します。
- 定員 3人（要予約・先着順）
- 申込み 令和3年1月19日（火）から1月28日（木）までに観光商工課へお申し込みください。

問合せ 観光商工課 TEL72-1138

司法書士による

「全国一斉生活保護相談会」

茨城県青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会では、生活保護に関する電話相談会を開催します。

予約不要です。また、相談内容は一切漏らしません。

- 日時 令和3年1月24日（日）
10：00～16：00
- 電話番号 0120-052-088
（フリーダイヤル，当日のみ使用できる番号です。）
- 相談料 無料

問合せ 茨城県青年司法書士協議会
TEL029-886-5908

町営墓地利用者募集

●募集対象墓地

墓地名称	所在地	区画	利用面積	使用料	管理料 (年額)
奉行平霊園	大子1470 番地5	B第6号	9㎡	407,400円	2,000円
		B第35号	9㎡	407,400円	2,000円
		B第96号	9㎡	407,400円	2,000円
		B第151号	9㎡	407,400円	2,000円
		B第152号	9㎡	407,400円	2,000円
奉行平 第二霊園	大子1227 番地1	第11号	6㎡	458,330円	2,000円
町付墓地	町付2346 番地	第28号	10㎡	25,460円	※
		第44号	10㎡	25,460円	※
		第90号	10㎡	25,460円	※
石原墓地	町付2344 番地	第2号	39.15㎡	10,180円	※

※管理組合を設けて管理料を徴収しています。

●申込要件 (利用申込該当者)

町内に住所を有し、町税等を滞納していない方

●申込期限 (第4回締切)

令和3年1月20日(水) 期限厳守

※上の締切日以降も墓地利用者を募集します。各回締切日については次のとおりです。各墓地(各区画)の募集は利用者が決定し次第終了します。また、墓地返還等の都合により、次回以降は今回募集したもの以外の墓地の募集を行う場合があります。

第5回締切：令和3年3月22日(月)

●申込方法

町営墓地利用申込書に町税完納証明書(税務課発行)を添付し生活環境課に提出してください。

※申込書は、生活環境課窓口で配布しています。町ホームページからダウンロードすることもできます。

●その他

複数の申込みがある場合は、抽選とします。

問合せ 生活環境課 TEL76-8802

令和2年度大子町公民館講座「コーヒーの上手な淹れ方講座」

1杯ずつ丁寧にドリップするコーヒーの淹れ方をお伝えします。コーヒーを淹れたことがない方から毎日豆を挽いている方まで大歓迎です！

●日 時 令和3年1月29日(金)

第1部 10:00~12:00 第2部 13:30~15:30

●場 所 中央公民館 第4研修室

●参加費 500円

●対 象 町内に在住又は通勤・通学している高校生以上の方

●持 ち 物 お好きなマグカップ(なくても大丈夫です。)

●講 師 和田 まりあ先生(女性珈琲焙煎士、あっちこっち STAND 共同代表、茨城県北起業型地域おこし協力隊)

●定 員 各8人程度

●申 込 み 中央公民館へ電話又は来館でお申し込みください。電話申込みの際は、氏名・住所・電話番号をお伝えください。

・申込開始：令和3年1月6日(水) 8:30~(定員になり次第締切り)

申込み・問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

家屋の取得又は解体した場合の手続について

家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在に存在している家屋を課税対象とし、その年の4月から始まる年度分について課税されます。家屋を取得又は解体した場合の手続は次のとおりです。

●家屋を新築又は増築

家屋を新築又は増築した場合は、工事終了後、税務課まで御連絡ください。訪問日を御相談の上、職員が家屋調査に伺います。

●家屋を解体

家屋を解体した場合は、解体したことが分かる領収書等（領収書等が無い場合は、税務課に御相談ください。）を持参の上、税務課まで滅失届を提出してください。なお、建物滅失登記が済んでいる場合は、滅失届の提出は不要です。

●令和元年東日本台風関連

令和元年東日本台風の影響により、家屋を解体した場合も、滅失届の提出が原則必要です。

問合せ 税務課 Tel 7 2 - 1 1 1 6

放課後子ども教室協働活動サポーター募集

町では、令和3年度も町内の6小学校及び県立大子特別支援学校において「放課後子ども教室」の実施を予定しています。つきましては、令和3年4月から令和4年3月まで児童の見守りや活動の補助を行う「協働活動サポーター」を募集します。関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。初めての方、児童の保護者の方、学生の方も大歓迎です。

●実施日 学校登校日（週5日）
※土日・祝日、長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）、学校給食がない日等は実施しません。

●勤務日数 週2日～5日

●勤務時間 下校時刻の30分前から午後6時30分まで（大子特別支援学校は午後5時まで）
※下校時刻は学校により異なります。

●賃金 1時間当たり900円（予定）

●勤務内容 児童の見守り及び協働活動支援員の補助
①児童の受付 ②学校の宿題に取り組ませる
③プリント学習やレクリエーション、工作及び体験活動の補助

●雇用条件 町内に居住する75歳未満で心身ともに健康な方（令和3年4月1日現在）
※雇用主は、町から事業委託を受けている事業者です。

●申込み 申込書に必要事項を記入（写真貼付）の上、令和3年2月12日（金）までに教育委員会事務局生涯学習担当に提出してください。なお、申込者に対し、面接を行う場合があります。※申込書は教育委員会事務局生涯学習担当で配布しています。町ホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 Tel 7 2 - 1 1 4 8

大子広域公園多目的温泉プール フォレスパ大子臨時休館のお知らせ

温泉ポンプ更新工事を行うため、次の期間臨時休館します。御不便と御迷惑をお掛けしますが、施設の安全確保のため御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

●期間 1月13日（水）～2月28日（日）

問合せ 大子広域公園フォレスパ大子
Tel 7 2 - 6 1 0 0

敬老商品券有効期限のお知らせ

75歳以上（昭和21年4月1日以前に出生の方）にお届けしました敬老商品券（大子町商工会の商品券）の有効期限は、令和3年1月31日です。

期限が過ぎた商品券は使用できなくなりますので御注意ください。

※対象者（昭和21年4月1日以前に出生の方）で敬老商品券が届いていない場合は、福祉課まで御連絡ください。

問合せ 福祉課高齢介護担当
Tel 7 2 - 1 1 3 5